	質問項目	回答
1. 総論		
, and the	まん延防止等重点措置の期間を延長した趣旨・目的は?	・新規陽性者数は直近では減少の兆しが見られるものの、依然として感染規模は大きく、重症者のさらなる増加が予想されることから、今後も徹底した感染防止対策を継続する必要があります。このため、まん延防止等重点措置を実施すべき期間の延長を国に要請し、府民の皆様に混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛等をお願いするものです。
	大阪府全域を対象とする理由は?	・府全域において感染が急拡大し、保健所業務がひっ迫しており、また、大阪府は狭い府域で人口や産業が集積し、移動も容易であるなど府全体が通勤圏であることから、府全域に要請を行うこととしました。
	令和4年2月21日~令和4年3月6日の主な要請内容は?	 ・国の基本的対処方針に基づき要請内容を定めており、主な内容は以下のとおりです。 ●府民への呼びかけ ・混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛すること ・営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないこと ・会食を行う際は、4ルール(同一テーブル4人以内、2時間程度以内での飲食、ゴールドステッカー認証店舗を推奨、マスク会食の徹底)に留意すること
		 ●施設について《飲食店等への要請》 ゴールドステッカー認証店舗
		●イベントの開催について
		感染防止安全計画策定 その他(安全計画を策定しないイベント)
		人物 ト限 20,000人まで 5000人
		「対象者全員検査により、収容定員まで追加可
		※措置内容の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/manenboushi- 20220221.html
	解除する基準・延長の可能性は?	・感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況を踏まえ、基本的対処方針等に基づき、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断します。
2. 府民·	大学・経済界への呼びかけ 同一テーブルを4人以内とすれば、5人以上で会食をしても	
	よいのか?	け、同一テーブルは4人以内としてください。ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能です。 ・その他の店舗では、同一テーブルだけでなく、同一グループも4人以内とし、5人以上の入店案内は控えてください。
		対象者全員検査の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/zeninkensa/index.html
	旅行や帰省等の外出は自粛の対象か。	・不要不急の都道府県間の移動は極力控えてください。ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合は要請の対象外です。
		 対象者全員検査に該当する無料検査の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/muryoukensa.html
3. イベン	トの開催について	
	「感染防止安全計画」策定の対象となるイベントは?	・参加人数が5,000人超のイベント(※1及び※2を含む)が対象です。ただし、「大声なし」が担保できることが前提です。これらのイベントは、「感染防止安全計画」を策定し、 府の確認を受けることにより、人数上限を20,000人まで可能とします。
		※1 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が 5,000人超の時※2 収容定員が設定されていない場合は人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい時
		 提出書類、提出先等の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/eventkaisai-taisaku/index.html
	「感染防止安全計画」を策定しないイベントは、大阪府への事前相談はしなくてよいのか?	・これまでお願いしていた「参加者が1,000人以上、もしくは全国的な移動を伴うイベント」の開催前の大阪府への事前相談は、令和3年12月1日以降に開催するイベントについては不要となっています。 ・「感染防止安全計画」を策定しないイベントは、イベント主催者等が感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表してください。

	・「大声」を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する、または必要な対策を十分に施さないイベントが「大声あり」に該当します。 ・具体的には、観客間の大声・長時間の会話や、スポーツイベントにおいて反復・継続的に行われる応援歌の合唱等が「大声あり」に該当し、得点時の一時的な歓声等は必ずしも「大声あり」には当たりません。
人を超える部分に対し、全員検査を実施しなければならない か?	 ・令和4年1月19日の国事務連絡に記載のとおり、まん延防止等重点措置の公示から3日後(1月28日)までに販売されたチケットについては、キャンセルの必要はありません。 ・また、2万人を超えるイベントであっても全員検査を実施することなく開催可能です。ただし、感染防止対策に万全を期すようにお願いします。
キャンセル料はどうなるのか?	・イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。
」 ついて	
食店等への要請 飲食店に対し、利用人数の制限を要請する趣旨・目的は?	・国の分科会において、感染リスクが高まる「5つの場面」として、「大人数や長時間にお
	よぶ飲食」が示されており、大人数(例えば5人以上)の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まると指摘されています。こうしたリスクを抑制するために、飲食店に対して利用人数の制限を要請するものです。
いのか?	・ゴールドステッカー認証店舗では、5人以上のグループの場合、テーブルを2つ以上に分け、同一テーブルは4人以内としてください。ただし、対象者全員検査で陰性を確認した場合は、同一テーブル5人以上の案内も可能です。・その他の店舗では、同一テーブルだけでなく、同一グループも4人以内とし、5人以上の入店案内は控えてください。
	・対象者全員検査の詳細は、府HPを参照ください。 https://www.pref.osaka.lg.jp/shobobosai/zeninkensa/index.html
	・同一テーブル4人以内でお願いしていますが、質問のような場合で、人と人との距離が2m(最低1m)以上確保できれば、1テーブル4人以上も可とします。ただし、感染拡大防止の観点から、人数は絞っていただきますようお願いします。
どもや介助者は同一グループまたは同一テーブルの人数に含し	・子どもや介助者についても、人数に含まれます。ただし、同一のテーブルに案内しなければならないやむを得ない理由がある場合には、未成年の子どもや、介助者は、人数カウントに含めません。
酒類提供をしないグループであっても、同一テーブルまたは同一グループ・同一テーブル4人以内でなければならないのか?	・感染拡大防止の観点から、酒類提供の有無にかかわらず、同一テーブルまたは同一グループ・同一テーブル4人以内とするよう要請しています。
	 ・政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいと言われています。 ・飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、様々な感染防止対策が認証基準となっている、ゴールドステッカー認証店舗のみに酒類の提供を可能とし、感染対策の徹底をお願いするものです。
ゴールドステッカーを申請中でも、酒類の提供は可能か。	・酒類提供が可能となるのは認証店舗のみです。申請中の店舗は、酒類提供を自粛してください。
くて良いのか?	・飲食店等に対しては、営業時間短縮、酒類提供の自粛(※)、同一テーブルまたは同一グループ・同一テーブル4人以内を、それぞれ要請しておりますので、酒類提供を自粛しても、時短要請が緩和されるものではありません。
カラオケ設備の利用について、制限はあるか?	※ ゴールドステッカー認証店舗では、酒類の提供が可能。 ・ゴールドステッカー認証店舗又はその他の店舗の区分に応じた要請となります。カラオケ設備を利用する場合は、利用者の密を避ける、換気の確保等、営業にあたっての要請事項を確認の上、感染対策を徹底してください。
結婚式場で飲食する場合、人数に係る考え方は?	・飲食の場の感染リスクを抑える観点から、同一テーブル4人以内とするよう要請しています。なお、結婚式は「同一グループ4人」の要請はしておりません。
婚式に限定している場合、ゴールドステッカーの対象外となるが、要請内容はどのようなものか。	・ゴールドステッカー認証対象外の飲食店営業許可を受けている結婚式場等は、業種別ガイドラインの遵守等、業態に応じた感染防止対策が徹底されていれば、ゴールドステッカー認証店舗と同様の要請(※)の対象となります。 ・なお、結婚式以外の用途にも用いられる場合はゴールドステッカー認証の対象となりますので、ゴールドステッカーを取得した場合に限り、(※)の要請となります。 ※「営業時間短縮(5時~21時)」「酒類提供(利用者による店内持込みを含む)は11時
集会場等で集会をする場合、人数や飲食に係る考え方は?	~20時30分」「同一テーブル4人以内」 ・イベントの開催制限と同様の人数上限・収容率とし、飲食の提供は5時~21時まで(酒類提供(参加者による持込みを含む)は、11時~20時30分)とするよう要請しています。なお、飲食提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内などの感染防止対策を守った上で行ってください。

4. 施設(

	飲食店等が20時(ゴールドステッカー認証店舗においては 21時または20時)で閉店し、以降はデリバリーやテイクア ウトの営業を続けても要請の対象か?	・営業時間短縮を要請している時間以降のデリバリーやテイクアウトのみでの営業は要請の 対象外です。・店内での飲食は、営業時間短縮を要請している時間までに終了してください。		
	飲食店等以外への要請			
	飲食店営業許可を受けていないホテル・旅館の宴会場等への要請内容はどのようなものか?	・イベントの開催制限と同じです。主催者に対し、イベントに対する開催要件を守ることを要請しています。人数制限や、飲食提供における条件(※)を遵守していただくようお願いします。		
		※飲食提供は、5時〜21時(酒類提供(参加者による持込みを含む)は11時〜20時30分)。業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ること。		
5 主な				
<u></u>	休止要請等に関係する各種支援策について	・国、府等における府民・事業者の皆様への支援策については、府HPで取りまとめており ます(随時更新)ので、ご参照下さい。		
		【新型コロナウイルス感染症対策支援情報について】 https://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/shien/index.html		
	飲食店等の休止・時短要請に対する協力金について	・以下の府HPを参照してください。		
		【大阪府内の飲食店等を対象とする「第10期 大阪府営業時間短縮等協力金」】 https://www.pref.osaka.lg.jp/kyouryokukin/kyoryokukin-10ki/index.html		
	関連事業者への支援について	・新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少または供給の制約により大きな影響を受け、一定以上売り上げが減少した全国の中堅・中小法人、個人事業主等に対して、国において支援策を設けています。		
		【経済産業省「事業復活支援金」】 https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html		